








決 裁	議 長	局 長 等	次 長	リーダ－	担 当	合 議	
							 

令和5年 2月 15日

養父市議会議長

西 田 雄 一 様

議員氏名 谷 垣 満

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 活 動 月 日 令和5年2月2日(木) 10:00~13:00
- 2 活 動 場 所 議会事務局(当局控室 オンライン受講)
- 3 活 動 者 氏 名 谷垣 満
- 4 活 動 内 容 「議会カレベルアップ講座
～定数・報酬・政務活動費・質問～」受講

講師：江藤 敏昭 氏【大正大学教授】

主催：(株) 地方議会総合研究所

5 活 動 成 果

養父市議会において、議員定数と報酬を自ら定めることは、基本条例に記す議会の大きな役割の1つであると認識している。来期の検討にむけて、基礎的な識見と、近年の動向を基にした適正な定数と報酬の考え方について学ぶことを目的に受講した。

総務省の調査によると、地方議会議員の定数は平成10年の64,712人から令和3年の32,579人まで半減している。平成の大合併を機に大きく減少しその後の人口減少に伴う形で減少の一途を辿っており、養父市においても合併前の56人から22人、18人、16人と削減している。

適正な定数については、近年重要視される「討議に必要な人数」が示された。言論の府である議会の性質上、多様な市民を代表した議員が行う討議において、妥当な判断と合意形成を図るうえで必要な人数として1常任委員会の定数7～8人という指摘は、平成24年11月から2常任委員会化し、定数を16人と定めた養父市議会の改正理由にも合致する。常任委員会の兼任や委員会制から本会議主義への議論があるものの、欠員や多様な議員で構成される今後の議会のあり方、



また感染症や災害時の想定も踏まえ、定数削減に伴う議会構成やしぐみの改変には現職議員の立場において不安を感じる。個人的見解として、市域の広さや中山間地の地域特性と共に、多様な年代・性別・地域・境遇にある市民を代表したなり手を確保する必要性からも、現在の定数は議会構成の限界値に近づいていると感じた。あわせて、住民自治の実現と確保を礎とした「定数の適正化」を論じる必要性の指摘は、人口比率に依らない重要な視点であると感じた。

適正な報酬については、比較方式（類似や近隣議会との比較）にあっては明確な根拠に成りづらく、成果方式（政策実現や活動に伴う質の評価）にあっては数値化が不可能であることから、原価方式の優位性が示された。報酬と給与の違いから職員との比較は適切ではなく、公選職の特性も含め首長と議員（平均）の活動量比を基礎とした従来の原価方式（養父市の現議員報酬も従来の原価方式を基に定められている。）に、「活動成果」と全ての「議員活動」（会議出席等の公務と日常の調査や広報・広聴活動などから、選挙や政党活動を除外したもの）を加味した【新しい原価方式】が示された。あわせて、新たに加味する活動成果と議員活動においては、その評価や内容を市民とともに数値化・算出要素化していくことが必要であるという指摘は、基本条例の記載に合致するものであり、重要なプロセスであることを実感した。

それらを基に、「適正な定数と報酬を考えるうえでの7原則や3つの留意点」を具体的に学んだことで、今後の議論における重要なポイントが明確になった。

議員が論じる「適正な定数と報酬」は、自らのことではなく、将来的な養父市の住民自治を機能・深化させる議会のことであり、現職議員の重要な責務の1つと考える所以である。議員当事者の立場や置かれる環境を適切に判断して議論に加えることで、将来の議会を構成する議員の多様ななり手を確保し、議会の権能を発揮させることにつながるものと考え。あわせて、現職議員である自身の活動の評価が、その実現に見合ったものでなければならないことも、自戒の念を込めて確認した。